

給湯契約小売選択約款

令和元年10月 1日実施

登録番号 B0011

美唄ガス株式会社

給湯契約小売選択約款

目 次

I	小売選択約款の目的及び適用	1
1.	目 的	1
2.	この小売約款の変更	1
3.	用語の定義	1
4.	適用条件	1
II	この小売約款の契約	2
5.	契約の締結	2
III	使用量の算定及び料金等	2
6.	使用量の算定	2
7.	料 金	2
8.	単位料金の調整	3
9.	そ の 他	3
	付 則	3
別	表	
	料 金 表	4

I 小売選択約款の目的及び適用

1. 目的

給湯契約小売選択約款（以下「この小売約款」といいます。）は、負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需要の確立に資することを目的といたします。

2. この小売約款の変更

- (1) 当社は、この小売約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のガス小売選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの小売約款の変更に異議がある場合は、この小売約款による契約を解約することができます。
- (3) この小売約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この小売約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この小売約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「給湯機器」とは、消費機器のうち、原則として鉄管等によりガスメーターと接続された固定設備で給湯用にガスを使用する機器をいい、本条(2)に記載する条件に合致するものと致します。
- (2) 「給湯機器」の給排気方法は、原則として強制給排気方式又は屋外設置によるものとします。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「基本料金（税込）」「基準単位料金（税込）」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の規定に基づき記載するものです。
- (5) 「基本料金（税抜）」「基準単位料金（税抜）」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。
- (6) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金（税抜）又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまが、給湯機器とガスコンロ等の他のガス機器のガス使用量を1個のガスメ

ーターで計量する場合には、当社に対してこの小売約款の適用を申し込むことができません。

II この小売約款の契約

5. 契約の締結

- (1) お客様は、新たにこの小売約款に基づきガスの使用を申し込む場合又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社と契約していただきます
- (2) この小売約款を申し込む場合には、次により契約を致します。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合の契約期間は、料金適用開始の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ② 契約種別を変更した場合の変更後の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ③ 契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、本契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (3) 本契約の契約期間満了前に解約又は一般ガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所でこの小売約款の契約の申し込みをする場合、その適用開始希望日が過去の契約の解約日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(4)において同じ）。
- (4) 本契約の期間満了前に他の契約種別（一般ガス小売供給約款に定める料金を除きます。）への変更を申し込まれた場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (5) お客さまが希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガスの需給に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、この契約は、(2)にかかわらず、契約書作成時に成立いたします。

III 使用量の算定及び料金等

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払が、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる料金（以下「早収料金」といいます。）には、この料金に消費税等相当額を加えた額を、また、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金に3パーセント増しした料金（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えた額を支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、この小売約款に定める別表の料金表（料金表の基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (3) 料金適用の開始日は、原則として契約成立後の初回検針日の翌日とし、それまでの期間については一般ガス小売供給約款の料金表を適用いたします。ただし、

他の小売選択約款からこの小売約款へ契約を変更する場合は、その小売選択約款の料金表を適用いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金(税抜)に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金(税抜)に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の2(2)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(0.1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金(税抜)} + 0.022 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(0.1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金(税抜)} - 0.022 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てといたします。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格(トン当たり)

79,080円

- ② 平均原料価格(トン当たり)

別表の1(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりプロパンの平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)といたします。

(備考)

トン当たりプロパン平均価格は、当社のサービスセンターに掲示いたします。

- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. その他

その他の事項については、一般ガス小売供給約款を適用いたします。

付

頁

1. 実施の期日

この小売約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

2. この小売約款の掲示

当社は、この小売約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この小売約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この小売約款を変更する旨、変更後のガス小売選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

3. . この小売約款実施に伴う経過措置

- (1) 当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、この小売約款の変更前の給湯契約小売選択約款に基づき料金を算定するものいたします。
- (2) 当社は(1)に該当する以外のお客さまであって、令和元年10月1日から令和元年10月31日までに支払義務が発生するものについては、この小売約款の別表第1の料金表に基づき料金を算定するものいたします。

【別 表】

料 金 表

1 . 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから10立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が10立方メートルをこえ30立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が30立方メートルをこえる場合に適用いたします。

2 . 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金（税抜）又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき